

政府に対する要望決議（案）

一、「廃棄物処理法第7条第11項の区域を定めることができる、という表現は、区域を定めても定めなくてもよいという市町村の自由裁量である。」と自由競争をさせるための誤った解釈のもと区域を定める必要は無い、としている市町村が現在も多く有ることから、今一度正しい解釈を示されたい。

一、適正料金とは10.8通知の中で、「受託料が受託業務を遂行するに足りる金額であること。」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく業務の確実な履行を求める基準であることとある。

全ての一般廃棄物処理業務において、適正料金が確保されるよう、主体である市町村に対し指導徹底されたい。

一、本年6月の浄化槽法改正で、行政による浄化槽台帳整備が義務化された。良好な処理水質を確保する目的のもと、浄化槽台帳の内容をより実効性のあるものとされたい。

一、下水道整備によって一般廃棄物処理業者に影響があるにも関わらず、合理化事業計画を策定していない自治体があることは、一般廃棄物処理の統括的責任を果たしているとはいえないことから、該当する自治体に対し策定を指導徹底されたい。

一、東日本大震災では、下水道の管路施設は壊滅的な被害を受けた。避難所の被災者は仮設トイレの使用を避け健康被害をもたらすこととなった。ライフライン確保の観点から避難所には浄化槽の設置を義務付けられたい。